

Z—69—J

事業税 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用、第二問用及び第三問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、平成31年4月5日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「J1～J7」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 30 点—

問 1 個人事業税の課税標準及びその算定方法について説明しなさい。ただし、各種控除についての説明は要しない。

問 2 付加価値割の課税標準及びその算定方法について説明しなさい。ただし、「外形標準課税における賃上げ及び投資の促進に係る税制（地方税法附則第 9 条第 13 項）」及び「法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置（平成 28 年改正法附則第 5 条の控除）」についての説明は要しない。

〔第二問〕 — 25 点—

甲氏は、日用品の製造を行っている X 株式会社（以下「X 社」という。）から、X 社の子会社で、ソーラーパネルを設置し、電気の販売事業を行っている Y 株式会社（以下「Y 社」という。）の経理担当として出向した。乙税理士は甲氏に、「第 5 期事業年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの事業年度）分の事業税の申告についてどのような点を留意したらよいか。X 社と Y 社を比較して、ご教示いただきたい。」という質問を受けたが、どのように答えたらよいか。

なお、X 社と Y 社の概要は次の【資料】のとおりである。

【資料】

（X 社）

- ・ 事業：製造業
- ・ 資本金：10 億円
- ・ 事務所又は事業所の所在地
 - A 県 a 市 a 本店
 - B 県 b 市 b 工場
 - C 県 c 町 c 工場

（Y 社）

- ・ 事業：電気供給業（電気供給業以外にサービス業を行っている。）
- ・ 資本金：1 億円
- ・ 事務所又は事業所の所在地
 - D 県 d 市 d 本店
 - E 県 e 市 e 支店
- ・ ソーラーパネルの所在地
 - F 県 f 村 f 発電所（従業員は常駐していない。）

〔第三問〕 — 45 点—

問 1 次の【資料】に基づき、X株式会社(以下「X社」という。)の第30期事業年度に係る事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料】

1. X社の第30期事業年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。
2. X社は、A県、B県及びC県において事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を設置して、生命保険業を行っている。
3. X社の平成31年3月31日現在の資本金の額は、以下のとおりである。
資本金の額 500,000 千円
4. X社の第30期事業年度の生命保険業に係る収入金額は、次のとおりである。

(単位：千円)

保険の種類	収入保険料	内訳		所得
		収入再保険料	脱退納付金相当額	
個人保険	5,579,654	778,546	—	365,221
貯蓄保険	324,665	45,220	—	
団体保険	299,854	11,590	3,456	
団体年金保険	389,554	69,845	—	

5. X社の第30期事業年度における各月末日現在の事務所等の従業者数は次のとおりである。

(単位：人)

区分	平成30年									平成31年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A県 a 本社	60	60	60	58	58	58	59	59	59	59	59	59
b 支店	—	—	30	30	30	30	31	32	32	32	32	32
B県 c 支店	—	30	30	29	28	28	(15)	—	—	—	—	—
C県 d 支店	15	15	16	18	19	18	18	19	19	19	20	20
e 支店	28	28	28	28	28	25	25	(25)	—	—	—	—

(注1) ()内の数値は廃止日現在の従業者数である。

(注2) b支店は6月7日に新設された。また、b支店の各月の数値には、アルバイト3人を含んでいる。

(注3) c支店は5月17日に新設されたが、10月12日に廃止された。

(注4) e支店は11月20日に廃止された。

(注5) b支店及びd支店の各月の数値には、保険の代理業務を行うY社へそれぞれ出向している2人(給料はY社で支給)を含んでいる。

6. 法人の事業税の税率は、A県では地方税法に定める標準税率の1.05倍、B県では同法に定める制限税率、C県では同法に定める標準税率を採用している。

7. 1から6までの事情以外に考慮すべき項目はない。

問2 次の【資料】に基づき、Y株式会社(以下「Y社」という。)の第31期事業年度に係る事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料】

1. Y社の第31期事業年度は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までである。
2. Y社は、期末時点において、L県に本社及び営業所、M県に工場及び営業所を設置して、物品の製造業及び販売業を行っている。なお、N県に設置していた営業所は平成30年7月25日に廃止した。
3. Y社の平成31年3月31日現在の資本金、資本準備金及び資本金等の額(地方税法第72条の21第1項本文の規定により計算した金額)は、以下のとおりである。

資本金の額	250,000千円
資本準備金の額	60,000千円
資本金等の額	314,000千円

4. Y社の第31期事業年度における各事業の売上金額は、以下のとおりである。

製造業	1,342,000千円
販売業	867,000千円
5. Y社の第31期事業年度における所得金額(法人税法施行規則別表四(34)欄の額)は、412,000千円である。
6. Y社の第31期事業年度の法人税の額の計算に当たっては、支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額350千円のうち、190千円を法人税額から控除している。
7. Y社の第31期事業年度に係る事業税の所得計算において控除できる繰越欠損金の額は、340,700千円である。

8. Y社の第31期事業年度に係る事務所等の概況及び各月末日現在の従業者数は、次のとおりである。

(1) 事務所等の概況(※1)

所在地	事務所等	人件費関係(※2)	利息関係	賃貸借料関係
L県	本社	給与・賞与等 304,000千円 (※3) 法定福利費 44,670千円 企業年金掛金 8,920千円	借入金利息 8,500千円 預金利息 1,100千円 国債の利息 290千円	自社ビルの一部賃貸料 12,450千円
	営業所	給与・賞与等 2,800千円 法定福利費 440千円 企業年金掛金 80千円		営業所賃貸料 1,020千円(※4) 倉庫賃貸料 450千円(※5)
M県	工場	給与・賞与等 297,100千円 法定福利費 48,200千円 企業年金掛金 8,900千円 派遣契約料 30,000千円(※6)		土地賃貸料 35,290千円 工作機械の賃貸料 14,830千円
	営業所	給与・賞与等 102,100千円 法定福利費 17,100千円 企業年金掛金 3,200千円	預金利息 700千円	営業所賃貸料 22,920千円
N県	営業所	給与・賞与等 8,400千円 法定福利費 1,350千円 企業年金掛金 250千円		営業所賃貸料 3,350千円

(2) 各月末日現在の従業者数(なお、()内の数値は廃止日現在の従業者数である。)

(単位：人)

所在地	事務所等	平成 30 年										平成 31 年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
L 県	本社	51	51	55	62	62	62	65	65	65	65	65	55	
	営業所 (※7)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	
M 県	工場 (※8)	73	73	72	72	72	72	78	78	78	78	78	78	
	営業所	22	22	22	25	25	25	25	25	25	25	25	23	
N 県	営業所 (※9)	14	12	10	(10)	—	—	—	—	—	—	—	—	

※1 「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額は、第31期事業年度中の総額である。これらは、特段の記述のない限り全て第31期事業年度の法人税額の計算において損金又は益金の額に算入されているものとする。また、「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額には、棚卸資産等に係るものはないものとする。

※2 「人件費関係」の欄にある「給与・賞与等」の額には、所得税を課さないこととされている通勤手当を含まない。

※3 法人税額の計算において損金不算入とされた役員給与24,000千円を含む。

※4 平成31年3月3日から賃借しており、同年4月以降も継続して賃借している。

※5 平成31年3月3日から同月21日の間に賃借したものである。

※6 Y社はZ社から、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣を受けている。

※7 L県の営業所は平成31年3月3日に新設された。

※8 Z社からの派遣労働者10人を含む(Z社からの派遣労働者の人数は第31期事業年度において常に10人であり、いずれの派遣労働者もZ社の業務には従事していない。)

※9 N県の営業所は7月25日に廃止し、廃止時点の従業者数は10人であった。

9. 事業税の税率は、L県、M県及びN県のいずれにおいても地方税法に定める標準税率を採用している。

10. 「外形標準課税における賃上げ及び投資の促進に係る税制(地方税法附則第9条第13項)」及び「法人の事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置(平成28年改正法附則第5条の控除)」について、考慮する必要はない。

11. 1から10までの事情以外に考慮すべき項目はない。